

静岡県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月14日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第62号

静岡県行政組織規則の一部を改正する規則

静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
<b>第13条</b> 附属機関の名称、担当事務及び所管する組織は、次のとおりとする。					<b>第13条</b> 附属機関の名称、担当事務及び所管する組織は、次のとおりとする。				
附属機関		所管する組織			附属機関		所管する組織		
名称	担当事務	部	局	課	名称	担当事務	部	局	課
(略)					(略)				
静岡県 本人確認情報 保護審議会	(略)				静岡県 本人確認情報 保護審議会	(略)			
					自治紛争処理委員	法第251条第1項の規定による普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛争の調停、同項に規定する都道府県の関与に関する審査、法第252条の2第1項に規定する連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示及び法第143条第3項（法第180条の5第8項及び第184条第2項において準用する場合を含む。）の審査請求又は法の規定による審査の申立て若しくは	経営管理部	地域振興局	市町行財政課

静岡県 固定資 産評価 審議会	(略)		<u>審決の申請に係る審 理に関する事務</u>		
(略)		静岡県 固定資 産評価 審議会	(略)		
		(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。